

保護者の皆様へ

平成28年度那須烏山市就学援助制度のお知らせ

那須烏山市教育委員会

教育委員会では、経済的な理由により、お子様の就学にお困りの保護者の方を対象に、学用品費や学校給食費などの援助を行っております。援助を希望される方は、下記の受付期間内に申請してください。

なお、準要保護者(下記参照)の認定期間は1年間(平成28年4月1日から平成29年3月31日)となります。昨年度認定を受けた方もあらたに申請する必要があります。

1 援助を受けることができる方

本市の小中学校に在席する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 生活保護法の適用を受けている方(要保護世帯)
- (2) (1)に準ずる程度に生活が困窮していると認められる方(準要保護者)

※(1)の方は申請の必要はありません。自動的に認定となります。

2 申請受付期間

平成28年2月12日(金)から2月26日(金)まで

※ 必ず期間内に申請ください。

※ 期間内に申請された方は認定された場合は**平成28年4月1日認定、援助開始**となります。

※ これ以後の申請も可能です。ただし、その場合の援助開始は、認定日の属する月の初日となります。

3 申請方法

(1) 申請書 :各学校にご相談いただくか、那須烏山市教育委員会学校教育課ホームページより印刷してください。

(2) 提出方法:申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して小学校または中学校のいずれかへ提出してください。

※ 小学6年生は小学校へ提出してください。小中学校で兄弟がいる場合は、いずれかに提出してください。

4 認定基準

(1)前年度又は、該当年度において、次のいずれかの措置を受けた方

- ① 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- ② 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市民税の非課税

- ③ 地方税法第323条に基づく市民税の減免のうち生活困窮の理由によるもの
- ④ 地方税法第72条62に基づく個人事業税の減免
- ⑤ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
- ⑥ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び90条に基づく国民年金保険料の減免
- ⑦ 地方税法第717条の規定に基づく国民健康保険税の減免
- ⑧ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に基づく児童扶養手当の支給
- ⑨ 社会福祉協議会による生活福祉資金の貸付け

(2)上記(1)以外の方

認定にあたり、該当世帯全員の収入額及び需要額に基づく審査を行います。

学校教育課において、前年の所得状況を確認し、生活保護法の基準に基づいて算定し、前年の所得が当該年度の需要額の1.2倍未満の方を認定とします。

※収入額及び需要額に基づく審査を行うため、収入のある世帯全員分の「前年度市県民税所得証明書」の写しを提出して頂きます。

※世帯全員とは、血縁であるないに関わらず、同居している方全員のことを指します。

※保護者等家計を支えている方が、出稼ぎまたは単身赴任等により別居している場合も、同一世帯とみなし、その方の収入も世帯収入に含むことになります。

(3)その他

特別の事情により(1)、(2)に該当しない世帯において、教育委員会が必要と認める方

注意:必ずご確認ください

注1) 認定にあたっては、前年の所得状況(市県民税所得証明書)を確認させていただきます。世帯の一人でも所得の確認が取れない場合は認定ができなくなりますので、必ず所得の申告を行ってください。収入がない場合も申告が必要です。ただし、税法上の扶養に入っている場合は申告の必要はありません。

注2) 所得とは、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告書の「所得金額」の「合計」に記載している額です。

注3) 平成28年1月1日時点で、本市に住民票がなかった方は、その日に住民票があった市町村で市県民税所得証明書の交付を受けてください。

注4) 認定の可否については、申請に基づいて審査・決定しますので、基準に該当するか否かに関する事前確認のお問い合わせにはお答えできません。

注5) 申請書の書き方、ご不明点の問い合わせ等は学校教育課総務教育グループにお問い合わせください。(TEL 0287-88-6222)